

「健康しが」共創会議 規約

(名称)

第1条 本会は、「健康しが」共創会議と称する。

(目的)

第2条 本会は、企業やNPO法人、大学、地域団体、自治体等の多様な主体が出会い、それぞれのアイデアを持ち寄り、共有し、語り合い、協力関係を構築して、県民の健康づくりにつながる活動創出を目指すことを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 県民の健康づくりにつながる活動創出のための場づくり
- (2) 参画団体相互の連絡および協力促進
- (3) 県民の健康づくりに関する参画団体の取組状況の共有および意見交換
- (4) その他、本会の目的の達成に必要な活動

(参画団体)

第4条 本会は、第2条に定める目的に賛同し、本規約を順守する企業、民間非営利団体、学校、自治体等の法人・団体（法人格のないものを含む。以下、「参画団体」という。）をもって構成し、個人は含まないものとする。

2 参画団体は、第7条に定める事務局が活動状況等の報告を求めたときは、回答に協力するものとする。

3 参画団体は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

4 参画団体（自治体を除く）が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、本会を退会する。

- (1) 本規約もしくは公序良俗に違反しまたは本会の信用を著しく害したとき
- (2) 解散もしくは営業を停止しまたは活動実態がないと認められたとき
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (4) 本会内で宗教の布教活動を行ったことが判明したとき
- (5) 参画団体と連絡がとれないと認められたとき
- (6) 活動状況を確認できないとき
- (7) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(会費等)

第5条 会費および登録料は無料とする。

2 本会活動に要する費用は、予め事務局からの提示がない限り、参画団体の自己負担とする。

(秘密保持)

第6条 参画団体は、本会における活動を通して知得した他の参画団体の技術的な情報、秘密等を第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、退会後も同様とする。

(事務局)

第7条 本会の事務を処理するため、滋賀県健康医療福祉部健康しが推進課に事務局を置く。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、必要に応じて別に定める。

附則

この会則は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。